**2年次（2015年9月～2016 年8月）**

**「韓国学中央研究院・海外韓国学中核大学育成事業**

**「東京大学韓国学研究者育成事業学術成果刊行助成制度」公募要項**

**事業学術成果刊行助成制度」募集要項**

（趣旨）

第１条

この要綱は、東京大学（以下「本学」という。）の韓国学研究者育成事業学術成果刊行助成制度（以下「刊行助成 制度」という）の運用について、 必要な事項を定めるものとする。

（制度の目的）

第２条

本学の韓国学研究者育成事業団（以下、事業団という。）は、本学における高度な韓国学研究を奨励しその優れた研究成果を積極的に公表するために、本事業を実施する。本事業は、東京大学の博士課程を修了した研究者等の人文社会科学による韓国学研究の業績のうち、特に優れた成果の刊行を助成することを通じて、本学の教育研究活動により生み出された学術研究成果の普及を促進し、優秀な若手韓国研究者のキャリア・アップに資することを目的とする。

（刊行助成の対象となる著作物）

第３条

刊行助成の対象となる著作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

１. 本学で博士の学位を授与された研究者の当該課程博士論文（以下、「課程博士論文」という。又は 当該課程博士論文をもとに作成された著作物

２.本学で博士の学位を授与された研究者の当該論文博士論文（以下、「論文博士論文という。」）

　 又は当該論文博士論文をもとに作成された著作物

（助成の金額及び件数）

第４条

刊行助成の金額は１件当たり１００万円を限度とし、その件数は各年度おおむね２件程度とする。

（申請資格）

第５条

刊行助成を申請できる者は、申請の時点で博士の学位を授与されてから５年以内の者とする。なお、国籍、年齢、性別及び申請時における所属、地位等は問わない。

（募集及び申請の方法）

第６条

１． 募集は各年度に１回行うこととし、事業団より関係部局に対して募集要項及び申請に必要な書類等を送付する。

２． 刊行助成を申請する者（以下、「申請者」という。）は、申請書類に必要な事項を記入の上、 刊行助成の対象となる著作物を添えて、所定の期日までに本部に提出するものとする。

３. 申請者は、申請に際して、本学の教員（名誉教授を含む。以下同じ。）の推薦を得なければならない。

（申請に際しての注意事項）

第７条

申請者は、次に掲げる事項を承諾した上で、申請を行うものとする。

１. 刊行助成によって刊行される著作物は、初版第１刷については無印税とする。

２.申請者は、他の刊行助成制度と重複して助成を受けることはできない。また、重複して助成を受けていることが判明した場合、申請者は、刊行助成を受けた金額の全部を返還しなければならない。

（選考）

第８条

１． 事業団は、本学の教員その他の大学等の教員の中から、選考の対象となる著作物ごとに、当該 著作物に関わる分野について学識を有する者を２名以上選び、審査委員として審査を委嘱する。ただし、当該博士論文及び助教論文等の審査に関係した者又は指導教員は、原則として審査委員になることができない。

２．事業団は、審査委員の評価を取りまとめ、刊行助成の対象となる著作物を選考する。

３．事業団は、選考結果を申請者に通知する。

４．事業団は、審査の過程で、当該年度（2015年9月～2016 年8月）中に刊行できるかどうかを優先的に考慮する。

（刊行）

第９条

１． 刊行助成の対象に選考された著作物は、原則として、当該年度内に刊行しなければならない。

２．事業団は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を猶予することができる。 ただし、その猶予の期間は、次年度までの間とする。

３. 刊行助成を受けた者は、刊行される著作物の前書きや後書き等において、本刊行助成制度による助成を受けたことを必ず明記するものとする。

４. 刊行される著作物の題名については、博士論文の題名と異なるものとすることができる。

１．申請期間

 2015年 10月 10日～11月 30日 (厳守：必着)

２．提出書類

【申請時提出書類】（様式は添付ファイル）

①　博士論文出版助成金申請書（様式１）

②　博士学位論文及び要旨の写し

＊いずれも、博士学位論文提出後の加筆修正を反映した出版原稿の内容で作成し、提出すること。

＊コピーを提出する場合には、紐綴じ又はフラットファイル等で一冊にまとめること。

③推薦書：専門研究者が作成 （様式自由）

④印刷製造費見積書および出版社の出版承諾書：（様式自由）

⑤刊行予定の原稿等（３組。刊行する著作が学位論文と同一の場合は ２ 組。）

⑥研究業績一覧表（様式自由）

＊一旦提出された書類は、採択・不採択に関わらず申請者には返却しません。

３．提出先 提出書類一式を以下の住所に郵送すること。

〒153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1東京大学大学院総合文化研究科

木宮正史研究室気付「海外韓国学中核大学育成事業団」御中

＊封書に「博士論文出版助成」と明記すること。

４．受給者決定・給付時期

「海外韓国学中核大学育成事業団」による厳正な審査の上、受給者選抜を行う。

（審査結果の発表は、2015　年 12 月中の予定。）

５．受給決定後の手続・ 選考の結果、採択された者は、2016年1月末日までに、以下の書類を提出する

　　こと。（郵送可）。

（１）出版社との契約書（又は覚書）の写し（様式自由）

（２）銀行口座振込届（様式自由）

６．出版社の選定について

　当該博士学位論文刊行のための出版社の選定は、本助成金受給決定者本人が行うこと。なお、申請後の出版社の変更は原則認められないので、選定は慎重に行うこと。

７．審査期間中のお願い

　　本助成金の申請締め切りから受給者決定まで、時間を要する。刊行予定出版社には不採択になることもある旨を十分に説明した上で、刊行に向けた準備を行うこと。

８．受給者の義務

（１）博士学位論文を刊行する出版社への委託内容については、全責任を負うこと。

（２）当該博士学位論文の刊行にあたり、刊行本のいずれかの箇所に「韓国学中央研究院・海外韓国学中核大学育成事業出版助成対象」である旨を必ず明示すること。

（３）博士学位論文の刊行後、当該年度内に事業団との間で、本助成金受給の終了手続きを終える

　　　こと。

（４）刊行された博士学位論文の正本（5部以上）を事業団に寄贈すること。また、寄贈された刊行本を本学図書館等、学内外に広く公表することに同意すること。

（５）本助成金は所得税法上「課税」扱いになる。受給者本人が各自で必要な手続を行うこと。

９．支給の取り消し

（１）当該博士学位論文が出版されなくなった時。

（２）本助成金の支給要件を満たさなくなった時。

（３）剽窃その他研究上の不正の発覚等、当事業団が出版助成にふさわしくないと判断した時。

１０．注意事項

　　本助成金は雑所得扱いとなる（他の所得や扶養の有無等により、税率には個人差が生じうる）。必要経費（出版社との打ち合わせ等に要した交通費等）を申請額に含める場合、受給後の手続きの中で使用額の明細を求める場合があるため、必ず利用月日、経路、金額を記録すること。また、これらの領収書等も必ず保管すること。

問い合わせ先

東京大学大学院総合文化研究科　グローバル地域研究機構アジア地域センター韓国学研究部門

cks@iags-cks.c.u-tokyo.ac.jp

以上

**学術成果刊行助成制度**

**申請書**

# 2015年 月 日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. 氏 名 | ふりがな | 2.現職 | 所属 |
| 漢字 | 職位 |
| 3. 基本情報 | ・生年月日： 19 年 月 日 年齢 歳（2015 年月 10 月 1 日現在） |
| ・性別： ・国籍： ・e-mail：  |
| ・電話番号：  |
| 4.学位論文情報 | ・学位論文タイトル： |
| ・学位論文の提出年月 |
| 　　年 　月 |
| ・授与学位 |
| ・主査に関する情報： |
| 　　氏名： 所属：大学院 職位：  |
| e-mail：  |
| 　5．出版情報 | ・著作タイトル：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ・出版社名：　　　　　　　　　　　 |
| ・出版予定年月：　　　　　　　　　　　　 |
| ・申請金額：　計　　　　　　　　円 |
| 6. 応募理由 |  |
| ①研究テーマ |
|  |
| ②韓国学研究部門 |
| 　への貢献度 |
|  |
| ＊枠内にすべて |
| 　記入すること |
|  |